

○生駒市住居表示審議会条例

昭和 41 年 10 月 1 日

条例第 31 号

生駒市住居表示審議会条例をここに公布する。

生駒市住居表示審議会条例

(設置)

第 1 条 生駒市に住居表示等を円滑かつ合理的に実施するについて必要な事項の調査審議を行うため、生駒市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事項)

第 2 条 市長は、市内の町の区域及びその名称の整理その他の住居表示実施について、必要に応じ、審議会に諮問してその意見を聴くことができる。

2 審議会は、前項の規定による市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 市長は、前条第1項の規定による諮問の都度、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから委員を委嘱する。

3 委員は、前項の諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月条例第 8 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長が改正後の生駒市住居表示審議会条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により委員を委嘱する場合において、この条例の施行の際現に改正前の生駒市住居表示審議会条例第 3 条第 1 項に規定する委員（以下「旧委員」という。）であった者が旧委員としての任期内にあるときは、その者は、新条例第 3 条第 2 項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。